

○長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例

令和2年3月27日

長崎県条例第25号

改正 令和3年3月26日条例第16号

令和3年12月28日条例第47号

令和5年7月7日条例第18号

令和7年3月25日条例第16号

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例をここに公布する。

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例（平成12年長崎県条例第40号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 魚市場施設の利用及び使用（第8条—第21条）

第3章 魚市場における卸売業務等（第22条）

第4章 業務規程（第23条—第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、生鮮水産物及び加工品（以下「生鮮水産物等」という。）の公正な取引と円滑な流通を図るため、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第13条第1項に基づき長崎県が設置する長崎県地方卸売市場長崎魚市場（以下「魚市場」という。）の位置、取扱品目、開場の期日及び時間並びにその使用に関して定めるとともに、法第13条第4項の規定に基づき魚市場の業務の方法及び卸売業者、買受人その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）が業務に関し遵守すべき事項その他魚市場の管理について必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより生鮮水産物等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって県民等の生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）卸売業者 法第2条第4項に規定する者であつて、第22条の規定による知事の許可を受けたものをいう。

(2) 買受人 卸売業者から卸売を受けようとする者であって、第22条の規定による知事の承認を受けたものをいう。

(3) 施設使用者 第9条の規定による魚市場の施設の使用の許可を受けた者をいう。

(魚市場の位置)

第3条 魚市場の位置は、長崎市京泊3丁目とする。

(取扱品目)

第4条 魚市場において取り扱う品目は、生鮮水産物等とする。

(開場の期日)

第5条 魚市場は、次に掲げる日（以下「休業日」という。）を除き、毎日開場する。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 1月1日から同月4日まで及び8月16日

2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、休業日に開場し、又は休業日以外の日に休業することができる。

3 前項の規定により、休業日に開場し、又は休業日以外の日に休業することを定めたときは、その旨を長崎県公報に登載して公示する。

(令7条例16・一部改正)

(臨時の休業又は営業)

第6条 卸売業者、買受人又は関連業者（魚市場の機能の向上に資する業務又は魚市場の利用者に便益を提供する業務を営む者であって、第22条の規定により知事の承認を受けたものをいう。以下同じ。）が休業日（臨時の休業日を含む。）以外の日に休業し、又は休業日に営業しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認をしたときは、その旨を長崎県公報に登載して公示する。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、魚市場に掲示して公示する。

(開場の時間等)

第7条 魚市場の開場の時間は、午前0時から午後5時までとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 卸売業者は、前項の開場の時間の範囲内において、せり売又は入札の方法による卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻を定め、及びこれを変更することができる。この場合においては、知事の承認を受けなければならない。

3 第1項ただし書の規定による魚市場の開場時間の変更をしたときは、魚市場に掲示して公示す

る。

第2章 魚市場施設の利用及び使用

(魚市場の利用者)

第8条 魚市場を利用することができる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 卸売業者
- (2) 買受人
- (3) 小売人（卸売業者から卸売を受け、又は買受人から買受けて、一般消費者に生鮮水産物等を販売する者をいう。）及び業務用買出人（卸売業者から卸売を受け、又は買受人から買受けて、生鮮水産物等の販売又は提供の業務を営む者に生鮮水産物等を販売する者をいう。）
- (4) 出荷者（卸売業者に生鮮水産物等の卸売のための販売を委託し、又は生鮮水産物等を売渡す者をいう。以下同じ。）
- (5) 前各号に掲げる者のほか、魚市場の業務に関連する業務を営む者

(魚市場施設の利用者)

第9条 魚市場の施設を使用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書に履歴書、住民票及び身元証明書を添付して、知事に提出するものとする。ただし、出荷者が通過又は上場を目的として魚市場の施設を使用する場合は、この限りでない。
- 3 前項の許可申請をしようとする者が卸売業者、買受人又は関連業者以外の者であるときには、同項の申請書に買受人の承認に係る申請書の添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

(使用料)

第10条 施設使用者は、別表により算出した金額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の使用料を納付しなければならない。ただし、受託物使用料については、同表に定める額とする。

- 2 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、災害その他特別の事情により魚市場の施設を使用することができなかつたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 知事は、災害その他特別の事情があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(権利の譲渡及び転貸の禁止)

第12条 施設使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(転用又は現状変更等の禁止)

第13条 施設使用者は、知事の承認を受けた場合を除き、その施設を許可された目的以外の用途に使用し、又は魚市場の施設の現状に変更を加えてはならない。

(損害賠償)

第14条 知事は、故意又は過失により魚市場の施設を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失した者に対して原状回復又はその損害の賠償を命ずることができる。

(使用の許可の取消し等)

第15条 知事は、施設使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、又は使用の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(1) この条例若しくは規則の規定又はこれらに基づく処分若しくはこれに付した条件に違反したとき。

(2) 使用料の納付を怠ったとき。

2 知事は、災害の予防その他魚市場の施設の管理上必要があると認めるときは、施設使用者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(免責)

第16条 施設使用者が、魚市場に関する法令又はこの条例若しくは規則の規定に基づいて行う処分によって損害を受けた場合においては、県はその責を負わない。

(魚市場施設使用者の保証金の預託)

第17条 施設使用者は、その許可を受けた日から起算して2月以内に使用料月額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の6倍に相当する保証金を知事に預託しなければならない。ただし、通過若しくは卸売を目的として卸売場棟又は駐車場の使用許可を受けた者については、この限りでない。

2 前項の保証金は、次に掲げる有価証券をもってこれに代えることができる。

(1) 国債証券

(2) 地方債証券

(3) 日本銀行が発行する出資証券

(4) 特別の法律により、法人が発行する債券

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が相当と認めるもの

3 前項の有価証券の価格は、同項第1号及び第2号に掲げる有価証券にあつてはその額面金額、同項第3号及び第4号に掲げる有価証券にあつてはその額面金額の100分の90に相当する額並び

に同項第5号に掲げる有価証券にあつてはその額面金額の100分の80に相当する額とする。

(保証金の追加預託)

第18条 施設使用者は、前条の規定により預託した保証金について差押命令、仮差押命令の送達を受けた場合その他預託すべき保証金の額に不足を生じた場合は、知事が指定する日までに差押え若しくは仮差押えがされた金額又は不足する金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 施設使用者は、前項の指定する日までに預託を完了しないときは、その日の翌日から預託を完了するまでは、施設を使用することができない。

3 第1項の規定により預託すべき保証金については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(保証金の充当)

第19条 知事は、施設使用者が使用料その他魚市場に関して県に納付すべき金額の納付を怠ったときは、他の債権者に先だつて保証金をこれに充てることができる。

(保証金の返還)

第20条 保証金は、施設使用者がその資格を失った日から1月を経過した後でなければ返還しない。

(電灯、電力等の費用の負担)

第21条 施設使用者は、その使用に伴う電気料金、ガス料金、水道料金、県が供給する使用水料金及び汚水処理に関する費用を負担しなければならない。

第3章 魚市場における卸売業務等

(卸売等の許可等)

第22条 魚市場においては、卸売業者は知事の許可を、買受人、取引代理人（買受人を代理して卸売に参加する者をいう。）及び関連業者は知事の承認を受けなければ、その業務を行ってはならない。

第4章 業務規程

(魚市場の業務の基本原則)

第23条 魚市場の業務に従事する職員は、魚市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(魚市場の業務の方法)

第24条 知事は、法第13条第4項並びに第5項第3号及び第4号の規定に基づき、魚市場における卸売業者の売買取引の方法、魚市場における売買取引の決済の方法その他の魚市場の業務の方法を業務規程として規則で定める。

(取引参加者の遵守事項)

第25条 知事は、法第13条第4項並びに第5項第5号及び第6号の規定に基づき、魚市場の取引参加者が魚市場における業務について遵守すべき事項を業務規程として規則で定める。

(報告及び検査)

第26条 知事は、前条の規定により定めた事項を取引参加者及び関連業者（以下「取引参加者等」という。）に遵守させるため、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、取引参加者等の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令等)

第27条 知事は、取引参加者等に遵守させるため必要があると認めるときは、取引参加者等に対し、その業務若しくは会計に関し、必要な指示をし、又は改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第28条 知事は、卸売業者がこの条例若しくは規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、買受人がこの条例若しくは規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第22条の承認を取消し、又は6月以内の期間を定めて買受人の業務の全部若しくは一部の停止又は6月以内の期間を定めて魚市場への入場の停止を命ずることができる。

3 知事は、関連業者がこの条例若しくは規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第22条の承認を取消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

4 取引参加者等について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくは規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、この行為者に対して6月以内の期間を定めて魚市場への入場を停止するほか、その取引参加者等に対しても、前3項の規定を適用する。

5 第1項、第2項及び前項において行う卸売業者及び買受人の処分に当たっては、あらかじめ長崎魚市場運営協議会の意見を聴かなければならない。

6 前項に規定するもののほか、長崎魚市場運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。

(規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(魚市場の同一性)

2 この条例の施行の際現に存する魚市場は、改正後の長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく魚市場として同一性を持って存続するものとする。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の規定又は法及び長崎県卸売市場条例及び長崎県卸売市場審議会の組織及び運営に関する条例を廃止する条例（令和2年長崎県条例第27号）による廃止前の長崎県卸売市場条例（昭和46年長崎県条例第74号）の規定によってした許可、承認その他の処分又は申請その他の手続で新条例に相当の規定があるものは、新条例の相当の規定によってした許可、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

附 則（令和3年3月26日条例第16号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月28日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年7月7日条例第18号）

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日条例第16号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

(令3条例16・令3条例47・令5条例18・令7条例16・一部改正)

区分	単位	金額
----	----	----

通過物 使用料	薄箱	遠洋物	1箱につき	4円
		沿岸物		4円
	中箱	遠洋物	1箱につき	5円
		沿岸物		4円
	養殖用餌料		10キログラムにつき	1円
	上記以外のもの		1キログラムにつき	1円
受託物使用料				受託販売高に100分の110 を乗じた額に1,000分の 3.8を乗じて得た額
買受人売場使用料			1平方メートル当たり1月につき	500円
関連商品売場使用料			1平方メートル当たり1月につき	1,100円
現場詰所使用料			1平方メートル当たり1月につき	450円
事務室使用料			1平方メートル当たり1月につき	500円
卸売場現場詰所 使用料	空調設備あり	1平方メートル当たり1月につき	700円	
	空調設備なし	1平方メートル当たり1月につき	600円	
第一駐車場使用料			1台1月につき	4,000円
第二駐車場屋根付部分使用料			1台1月につき	970円
魚かん置場使用料			1平方メートル当たり1月につき	125円
コンテナヤード使用料			1平方メートル当たり1月につき	100円
発送ターミナル使用料			施設一式当たり1月につき	220,000円
定温冷蔵庫使用料			施設一式当たり1月につき	150,000円
立替区画使用料	卸売場西棟	1区画当たり1月につき	66,000円	
	卸売場東棟	1区画当たり1月につき	52,800円	

備考

- 1 通過物使用料及び受託物使用料は、毎日集計し、1円未満の端数は小数点第1位を四捨五入して積算する。
- 2 海水処理施設・荷揚コンベア等は卸売場の附帯施設とし、受託物使用料に含める。